

正社員化・所得向上促進事業奨励金支給に関するQ&A

(3.4.1)

質問内容	回 答
<p>Q1 令和3年4月1日に正社員転換した方がいます。令和3年度の正社員化促進事業奨励金の支給対象になりますか。</p>	<p>A1 正社員化・所得向上促進事業奨励金の対象となるのは、平成29年4月1日から令和3年3月31日までに正社員転換や賃金向上を実施した方となります。</p>
<p>Q2 奨励金はいつ支給されますか。</p>	<p>A2 奨励金は、厚生労働省（ハローワーク）のキャリアアップ助成金の受給が要件とされております。 ハローワークへのキャリアアップ助成金の申請は取組み実施から6か月以上継続の後とされており、その給付決定後に、県への奨励金の申請となります。 支給申請期限は、支給決定日を含め30日以内または令和4年3月7日のいずれか早い日までとなりますのでご注意ください。 所定の審査を経た後、県から支給決定通知書が送付されます。支給決定日から15日後のお振込みとなります。</p>
<p>Q3 キャリアアップ助成金申請書の写しは、ハローワークにキャリアアップ助成金を申請した時に、県に提出するのですか。</p>	<p>A3 キャリアアップ助成金申請書の写しは、県への奨励金申請時に申請書に添付していただきますので、キャリアアップ助成金申請時に提出いただく必要はありません。</p>
<p>Q4 非正規雇用労働者から正社員へ転換させたときは50歳未満でしたが、支給申請時に50歳以上となったときは本奨励金の対象となりますか。</p>	<p>A4 非正規雇用労働者から正社員へ転換した時点の年齢が50歳未満であるかが要件となります。</p>
<p>Q5 支給申請書提出後に受領後の写しを希望する場合は。</p>	<p>A5 受領後の写しの返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。</p>
<p>Q6 実施報告書の「代理人」の欄は、どのような場合に使用しますか。</p>	<p>A6 事業主以外の方が報告書の作成を行った場合（例えば、社会保険労務士が作成した場合等）に、その作成した方の所在地と氏名をご記入ください。</p>
<p>Q7 支給対象労働者は、県内に住所があることが要件となっていますが、住所とは何を言いますか。</p>	<p>A7 住所は住民票で記載される場所となります。</p>
<p>Q8 申請書等の提出方法は。</p>	<p>A8 提出方法は、県（雇用・コロナ失業対策課 女性賃金向上・県内定着推進室）に直接お持ちいただくほか、郵送での提出が可能です。 <担当窓口> 990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 山形県産業労働部雇用・コロナ失業対策課 女性賃金向上・県内定着推進室 (TEL:023-630-3245)</p>

質問内容	回 答
<p>Q9 支給申請書の提出にあたり、添付書類はありますか。</p>	<p>A9 支給申請書(様式第2号、様式第2号の内訳、様式第3号)のほか、以下の書類の添付が必要です。 ①キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し ②キャリアアップ助成金支給申請書の写し(提出したハローワークの受理印があるもの) 賃金上昇確認ツールも添付願います。 なお、審査において確認のため別途必要となる書類が発生し、ご連絡する場合がありますので、適宜ご提出くださるようお願いいたします。</p>
<p>Q10 支給申請の回数に制限はありますか。</p>	<p>A10 奨励金の支給申請回数に制限はありません。キャリアアップ助成金の支給決定がありましたら、30日以内または令和4年3月7日のいずれか早い日までに支給申請してください。なお、キャリアアップ助成金の申請回数には、コースにより制限がある場合がありますのでご注意ください。</p>
<p>Q11 支給申請書の添付書類に、「キャリアアップ助成金支給申請書の写し(提出したハローワークの受理印があるもの)」がありますが、ハローワークに提出した書類全てを添付するのですか。</p>	<p>A11 該当コースごと、下記の書類を添付してください ・正社員化コース:様式第3号、様式第3号(別添様式1-1)、様式第3号(別添様式1-2) ・賃金規定等改定コース:様式第3号、様式第3号(別添様式2) なお、審査において確認のため別途必要となる書類が発生し、ご連絡する場合がありますので、適宜ご提出くださるようお願いいたします。</p>
<p>Q12 直接、具体的に相談しながら、詳しく話を聞くことはできますか。</p>	<p>A12 県では、奨励金に関するご質問や、ご相談に広くお答えする、賃金向上推進員を配置しております。 お電話や県庁雇用・コロナ失業対策課にお越しのうえお話しいただくことはもとより、時期等にもよりますが、こちらからお伺いすることが可能な場合もございますので、是非、ご連絡いただければと思います。 (※A8の担当窓口までご連絡ください。)</p>
<p>Q13 県外の事業所に正社員転換した場合、奨励金の対象となりますか。</p>	<p>A13 対象労働者は、転換等された日において、山形県内の事業所で勤務する労働者であることとされていますので、県外の事業所に正社員転換した場合は、奨励金の対象となりません。</p>
<p>Q14 奨励金の申請(受給)後に、キャリアアップ助成金の支給決定取消や返還命令がありました。手続きが必要ですか。</p>	<p>A14 速やかに県に報告してください。(A8の担当窓口までご連絡ください)</p>
<p>Q15 就職氷河期世代の対象は何歳から何歳までが対象となりますか。</p>	<p>A15 原則として、1993年(平成5年)から2004年(平成16年)の就職が特に困難な時期に学校卒業期を迎えた方を対象とします。 例えば、大卒であれば38歳から44歳、短大卒であれば36歳から44歳、高卒であれば35歳から44歳までを対象とします。 その他の学歴の場合は担当までお問い合わせください(A8の担当窓口まで)</p>